令和６年（行ウ）第１０２号　自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原　告　　梶谷風音　外４名

被　告　　国

意見陳述要旨

令和７（２０２５）年１０月２２日

東京地方裁判所民事第３８部Ｂ２係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　亀　　石　　倫　　子

外６名

頭書事件について、令和７（２０２５）年１０月２９日午前１１時３０分より行われる第７回口頭弁論期日において予定している、原告[redacted]、同[redacted]、同久野[redacted]、同[redacted]、同梶谷風音及び原告代理人亀石倫子の意見陳述の要旨は別紙のとおりである。

原告佐藤（仮）による意見陳述の要旨

私は、不妊手術を受けられないことにより、自己決定権を侵害され、深刻な精神的被害を受けています。

私は、男性にも女性にも恋愛感情や性的欲求を持たないアロマンティック・アセクシュアルです。結婚や出産を望んだことは一度もなく今後も望むことはありません。

私は妊孕性を持つ自分の身体に、ずっと強い違和感を抱いてきました。しかし、今の母体保護法は、私のような人間を最初から想定していません。「母体保護」の名の下、個人の意思には関わらず私たちの体は「母体」と定義され、妊孕性の保持を強制されています。しかし、私は命を宿すために生きているわけではありません。私がもし妊娠する可能性があるとすれば、それは性暴力を受けたときのみです。私にとって不妊手術は、望まない妊娠のリスクを回避するための手段であると同時に、自分の人生を自分の意思で選び取るための手段でもあります。

国は一貫して、私たちに不妊手術を選択する権利はないと主張してきました。不妊手術の侵襲性が問題視されていますが、私にとっては、妊娠の方がよほど身体への負担が大きいと感じます。実際、私の母や祖母は出産による後遺症から、今も治療や通院が必要な状態が続いています。その長年の苦しみを、私は目の当たりにしてきました。

また、国は私たちが「将来、手術を後悔する可能性がある」とも主張しました。しかし私は、生涯にわたってパートナーを持つことも、子どもを望むこともありません。むしろ、私の意思と乖離した身体で人生を終えることのほうが、はるかに強い後悔に繋がります。特に、私のセクシュアリティは、可視化されにくく、存在自体を疑われることも少なくありません。そんな中、妊孕性を持った体で生きることは、社会で「産

む可能性のある存在」として扱われ、自らのアイデンティを否定され続けることを意味します。もし、不妊手術を受けられるようになれば、「不妊手術を選んだ」という行為そのものが、私のセクシュアリティの確かな証明になります。私は自分の生き方を十分に理解した上で不妊手術を望んでおり、その決断を後悔しないと、確信しています。

日々の暮らしの中でも、私の生き方が「想定外」であることをよく感じます。病院では、「子どもを産みたい」と言っていないのに、当然のように私の体は「母体」として扱われます。例えば、健康診断のために病院を訪れた際、検査結果に日常生活上の問題は全くなかったにもかかわらず、医師から「今から妊活を始めないと、二人以上の子どもを産むのは難しい」と警告されたこともあります。

こうした言動の背景には、母体保護法が長年私たちの体を「母体」であると定義し、制度の中に根付かせてきた影響が少なからずあると感じています。その結果、産まない選択をした私のような女性は、常に「本来あるべき姿から外れた存在」として扱われてしまうのです。制度によって、私の尊厳は傷つけられ、身体の自己決定という、最も基本的な権利すらも奪われています。

しかし、私たちは制度の外に生きているのではなく、この社会の中に確かに存在しています。自分の身体を自分の意思で決められる社会は、誰にとってもより安全で、より自由な社会であるはずです。私は、自分のアイデンティティを偽らずに生きられることを望んでいます。私の体は、国のための母体や資源ではなく、私自身の体です。「誰かの妻」や「母親」としてではなく、一人の人間として尊重されることを求めます。

原告千文（仮）による意見陳述の要旨

提訴をしてから約２年間が経ちました。この間に私が考えてきたことをお話しいたします。

まず率直な感想として、この国では「子どもを産まない女性」は想定外の存在なのだということを改めて感じました。とりわけ、不妊手術を行うことで女性が「後悔」するという国の言い分に強い憤りを覚えました。私はメリットとデメリットを十分に考えた上で「子どもを持たない生き方」チャイルドフリーの生き方を選びました。そして心底母親にはならない生き方への確信と「女性はいつか妊娠出産をするもの」という社会の思い込みへの嫌悪感を持っています。

その意思を身体に刻み込み、妊孕性を持つ自分の身体に対する嫌悪感と決別するためにも、不妊手術を受けることは私の人生にとって不可欠です。ピルに比べて確実性が高く、服用管理や通院の負担が軽い点でも精神的な負担が軽くなり安心もできます。人生には後悔がつきものですが、熟慮のうえで下した決断とそれに伴う責任を全うする機会を奪われることは、人生にとって計り知れない損失です。「後悔するからやめたほうがいい」といってあたかも権利を守ってあげているかのような言い分は受け入れられません。

男女の扱いの差にも憤りを覚えています。男性は比較的自由に不妊手術を受けられるのに対し、女性の不妊手術だけが厳しく制限されている現状には納得がいきません。社会において「子どもを産まない女性」が想定外であることの表れだと受け止めています。

「独身で子供がいない女性は多様性に含まれないのですか」

最近放送が始まったドラマ「フェイクマミー」の中で語られたセリフです。私が就職活動をしていたころに心の底で感じていた叫びそのものです。民間企業は多様性が大切だといいます。でも、そこで語られるのは常に子供がいる女性です。就職活動の説明会に登場するのも育児と仕事を両立する「母親」としての女性ばかり。子供がいない女性はまるで透明人間のような扱いをされています。ようやくドラマの中で、こうした問いが語られるようになりました。それをドラマで終わらせてはいけません。子供を持たない女性が排除されない社会に変えていく。そのためにも、子どもを持たないと決めた女性の存在を想定せず、独身女性の不妊手術を妨げる現在の規定はなくすべきだと思います。

配偶者からの同意を求める仕組みについても同じです。日常生活では食事や運動などを誰の許可もなく自分で決められるのに、より重大な身体に関わる決定については一人でできないとされるのはおかしいと思います。私の性や身体が誰かの所有物であるかのように扱われているという感覚に陥りますし、結婚して配偶者がいなければ重大な決定ができないと宣告されているかのように思えるからです。私には配偶者はいませんが、病院で必ず配偶者の有無を確認されなければならないことは負担に感じます。このルールの存在自体が大きな心理的圧迫となっています。

私の体のことを、私自身が決められるようにするために。そして、子どもを持たない女性が、社会の中で当たり前に想定されるようにするために。私は、不妊手術を禁じる現在の規定の撤廃を強く望みます。

原告久野（仮）による意見陳述の要旨

幼少期、私は、母から、私を妊娠・出産したときのことを聞きました。私の母は、父と婚姻し、子を持たない夫婦でいることを望んでいました。第一子である私を妊娠したときには、父と父の母（私にとっての祖母）に説得され、私を産むという選択をせざるを得なかったそうです。

妊娠によって体が変わり、人生が変わることに葛藤を感じるのは当然のことです。子どもを愛せる・愛せないという問題とは別の話です。

母や家族は産まれた私をとても可愛がってくれたので、楽しい子供時代を送ることができました。しかし、母は、語学が堪能で、社会で活躍できる能力と気概を持っている人だったので、自ら積極的に希望せずに出産という選択をしたことは、キャリアに予期せぬブランクを与えたのではないか、と思います。

妊娠出産は自分の意思で決めることはできない。母の姿をみて育った私はそう思い込んでいました。

私は７年間ミレーナを使用しています。ミレーナをいれて、生理がなくなり、一時的でも妊娠の恐怖が軽減されたことで、自分の人生が返ってきたと思いました。私にとって妊娠の恐怖は常に自分の考えを大きく支配する悩みでした。それまで毎日何時間も妊娠をしない体になる方法はないものかとインターネットで調べていました。その必要がなくなって、精神的な落ち着きを取り戻すことができました。ですが、ミレーナは永久的な解決策ではありません。脱落するリスクがあり、５年ごとの交換時には、麻酔も使えず強い痛みに耐えなければなりません。前回交換したときは、痛みのあまり、自分のほほの内側を血が出るほど強く噛んでいました。

妊娠能力を保持することで妊娠する可能性があることを許容しているように見えることが、私には耐えがたい苦痛です。性別違和の場合、不妊になる治療が認められているのに、なぜ妊娠を望まない女性の場合は認められないのでしょうか。女が女のまま不妊手術を受けられないことに納得がいきません。美容整形も不可逆的な医療行為ですが、これは個人の選択として尊重されています。卵管結紮だけが特別視される理由はありません。

以前国から「妊娠しない体になったら、今後妊娠したくなったときに後悔するかもしれない」という主張がありました。人生は常に二者択一の連続です。進学や就職、結婚などあらゆる人生の岐路で人は自分の意思で選択をします。なぜ子供を持たないという決断だけ、いずれ後悔すると決めつけられるのでしょうか。私は憤りがおさまりません。

産むと決めることも、産まないと決めることも同じくらいの覚悟が必要です。私は子供を持たない人生を送りたいです。もしそれが、今私が思い描いているものと違う結果になったとしても、それは自分の意思で決めた選択です。私は、そのどんな結果も受け入れる覚悟があります。人生の岐路に立ったとき、自分の意思で決めること。そこには、何ものにも代えがたい価値がある。そう私は信じています。

私たちが自分の人生を誰にも左右されず自分の意思で決められるように。裁判官の皆様には、この問題に正面から向き合っていただきますようお願いいたします。

原告田中（仮）による意見陳述の要旨

私にとって、不妊手術は自分らしく生きる、その一歩を踏み出すための唯一の手段です。

まず、なぜ私にとって不妊手術が必要なのかをお話します。第二次性徴を迎えたころ、私の体は生理が始まり、丸みのある女性的な体に変化していきました。けれど、その変化が、私にはどうしても耐え難いことでした。その苦痛を通して私は、それまで持っていた女性でも男性でもない、中性的な体こそが自分に合ったものであることを知りました。そして、今もそう確信しています。女性的な体を象徴するものの中で最も大きいのが「妊孕性」だと思います。私は妊孕性がある今の体がどうしても耐えられません。私はただ、自分が本来持っていた、自分らしい体に戻りたいだけなのです。

自分が妊娠してしまう体であるという現実は、わかりやすく例えるならば体に爆弾や、遅効性の毒を抱えているようなものです。卵巣に待機している卵子は、私には爆弾のようなもので、それはいつ爆発するのか分からず、常に怯えながら生活をしなければいけません。例えば事件に遭った時などパートナーの有無に関わらず、「妊娠したかもしれない」という不安は常に私に付きまといます。それが、まるで遅効性の毒のように私を蝕み、アフターピルが間に合わないなどの毒が回りきった頃には身体的にも、精神的にも取り返しがつかなくなっています。その毒や爆弾に怯えて毎晩泣き、死んでしまいたい、消えてしまいたいと地べたを這いつくばる日々もありました。そのような気持ちを抱えて日常生活を送らなければいけない、と表現したら、少しは辛さが伝わるでしょうか。これが、今私の置かれている日常です。

国に対して、私が非常に憤りを感じていることは、不妊手術をすると女性が後悔するとして、今の制度を正当化していることです。これは、紛れもないパターナリズムだ

と思います。以前、レディースクリニックでピルの処方を希望したときや、不正出血が続くことを相談したとき、男性の医師は私の願いも、不安も、鼻で笑いました。対して男性のパイプカットは希望すれば簡単に受けられ、男性が痛みを不安に感じれば、美容脱毛ですら積極的に麻酔が使われています。医師という高い倫理観を求められる立場の人間でさえ、女性の生き方をコントロールし、女性の声を軽んじ、男性の声だけを真っ当なものとして、取り扱っています。これは国がパターナリズムと男尊女卑を容認する姿勢が、国民に伝わってしまった結果だと思います。

その結果、女性は子を育む袋として数えられ、自分の人生を自分らしく生きたいという主張は、子供を産み育てるなら許される。そんな条件付きでしか受け入れられていないように感じます。母体保護法は、元々優生保護法でしたが、国は未だに出生数を管理するために、女性だけを縛り付けているように感じてなりません。私は女性として生まれてきただけで、人生の選択が見えない手によって狭められることが、本当に我慢できません。

私は、この訴訟を通じて、国には、こうした偏見に一刻も早く気づき、認識を改めることを強く希望します。そして、この国に生きるすべての人が、国が持つ偏見や圧力から解放される未来。女性が一人の人間として自分らしく生き、男性もまたパターナリズムによる望まぬ重圧から開放される未来。そんな将来を、私は心から待ち望んでいます。

原告梶谷風音による意見陳述の要旨

私が自分の身体に嫌悪感を抱き始めたのは９歳頃のことです。自分の体の中にある女性的な「何か」が嫌なのは分かるけれども、何が嫌なのか分かるまでに葛藤がたくさんありました。自分と向き合って、何年もかけて、将来子どもを産める可能性を残しうる体であるということ自体が、根本的な苦痛や違和感の原因であることに気がつきました。人から「そのような体を持っている」と思われることも嫌で、「いつか子どもを産むかもしれない」と言われるたびに深く傷つきました。

不妊手術を受けた日は人生で最も安心した日でした。バセドウ病を抱えていたため麻酔を伴う手術に精神的な不安もありましたが、この国の「潜在的母体」として生き続けるのはこれ以上耐えられないという気持ちでした。麻酔を吸う時「やっとこの体から解放される」と心から安堵したのをよく覚えています。手術後、母体になる可能性がなくなったことで、自分の体に対する違和感が消え、「ようやく本当の自分になれた」と感じるようになりました。不妊手術をしたことで女性であることをポジティブに捉えられるようになり、前向きに生きることができるようになりました。

一方で、もし日本で不妊手術を選ぶ選択肢があったのなら、持病のない健康な体の時に、安心して手術に挑めたのに、という気持ちもあります。女性の意思に関わらず「子どもを産める可能性を何としてでも残させたい」という法制度によりその選択肢を奪われ、成人してから５年も６年も「国家の潜在的母体」としての体を維持することを強いられたと感じています。

後悔から「守って」いただく必要もありません。好きになった人に「子どもが産める女性が良い」「自分は父親になりたい」と言われ、恋が終わってしまったこともあります。ですが、相手が誰であろうと「この人となら子どもを産みたい」という気持ち

や母性が私の中に芽生えることは一度もありませんでした。私のような気持ちを持って生きる人に、選択の自由を与えてください。そして、どうか私たちをそっとしておいてください。

また、国は「より負担の少ない避妊手段がある」といいますが、再三申し上げている通り、私が求めているのは「生殖能力を持たない体で生きること」です。「避妊」を求めている訳ではありません。ミレーナやピルはやめれば妊娠可能な体に戻ってしまう点で、私の根本的な苦痛を解決してくれるものではありませんでした。国の言い分からは、私の思いや経験に耳を傾けようとする姿勢が全く感じられません。

身体的負担も不妊手術の方が圧倒的に軽いです。術後の痛みもなく、すぐに日常生活に戻れます。仕事が忙しい中で毎日同じ時間に薬を飲む必要もなければ、定期的に婦人科検診を受ける必要もありません。「産むため」の処置である採卵などは侵襲性や痛みを伴っていても広く行われているにも関わらず「産まないこと」を選ぶ不妊手術のみを侵襲性を理由に禁止することに大きな矛盾を感じます。

配偶者の同意を求めるルールの存在も、私の自己決定権を奪い、尊厳を傷つけられるものでした。日本の病院では、「結婚して夫が同意していないと不妊手術はできない」と告げられ、当時結婚してなかった私には、不妊手術を議論する余地すら与えられませんでした。不妊手術は安全性が確立された手術です。ＷＨＯのガイドラインでも「子どもの数」や「配偶者の同意の有無」を理由に女性の不妊手術を阻むのは不適切とされています。しかし日本ではその不適切な自己決定権の侵害が長らく「当たり前のこと」になっています。

私は自己決定能力のある成人した１人の人間として、自分が適切だと思う避妊法を自分で決める権利があるはずです。婚姻関係や子どもの有無、配偶者の同意の有無は本

来私の自己決定に全く関係ないはずです。ヘテロセクシャルな結婚を経て、国家のために子どもを数人産み、その上男性に許可をもらわなければ、自分の体のことすら決められない。そんな現行の仕組みに、私は強い憤りを感じます。

私の体の決定は私自身のものであるはずです。判決を通じて、日本の女性には自分の体のことを自分で決める権利があるということを国や社会に示してください。お願いします。

原告代理人亀石倫子による意見陳述の要旨

この法廷で、私たちは問い続けてきました。

「わたしの体は、誰のものなのか」
「わたしの人生は、誰が決めるのか」

５人の原告に共通しているのは、自分の体を、自分のものとして生きたい、ただそれだけです。
しかし、母体保護法は、その選択を奪っています。

３条１項は、本人同意要件に加えて、本件各要件、すなわち、生命危険要件、多産を条件とする健康低下要件、そして配偶者同意要件を定めています。
２８条及び３４条は、これらの要件を満たさない不妊手術を禁止し、罰則を科しています。
配偶者の同意がなければ、たとえ生命に危険があっても、不妊手術を受けられない。すでに子どもを産んでいれば、生命に危険がなくても受けられる。

この法律は、女性に対して、こう言っているのです。

「あなたの体は、母体である」
「出産という役目を果たせば、母体から解放してあげよう」

原告たちには、憲法１３条によって、自らの意思のみに基づいて、罰則を受けることなく、適切な不妊手術を受ける自由が保障されています。
母体保護法の３つの条文はあいまって、原告たちからこの自由を奪い、憲法２４条２項が定める個人の尊厳と両性の本質的平等にも反しています。

昭和１５年、国民優生法の目的は、戦時下における国力の増強でした。人権も男女平等も十分に保障されていない明治憲法の下でのみ許されたはずの要件が、深い理由もなく残り続け、今も亡霊のように、この国に生きる女性を苦しめています。

いま、母体保護法３条を改正することに何の支障もありません。生命危険要件も、健康低下要件も、誰の利益も守っていません。ただ、不妊手術を希望する女性の自由を奪い続けているだけです。

この社会で、「いつか子どもを産むのが当然」という期待に苦しんでいる人たちがいます。

妊孕性があるために、「自分のからだを生きている」という実感をもてない人たちがいます。

「夫はどう思っているのか」と、いつまで問われ続けなければならないのかと憤っている人たちがいます。

その人たちは、この法廷を見ています。

この法廷が、どのような結論を出すのか。

女性の、自分の体に対する自己決定を認めるのか。

それとも、「母体」として扱い続けるのか。

８０年前、新しい憲法が約束した個人の尊重と平等の理念が守られることを信じています。

以上